

人と農地に関する新しい制度が始まります

新しい制度を受けるためには、町が作成する「人・農地プラン」に位置付けられる必要があります

● 青年就農給付金 「経営開始型」

【内容】
農業を始めてから経営が安定するまでの期間に、給付金を給付するもの

【給付額】
150万円／年(最長5年間)

【対象者】

① 独立・自営就農の時点の年齢が、原則45歳未満(平成20年4月以降の独立・自営就農が対象)

② 前年の所得が250万円未満(初年度除く)

【要件】

※すべての要件を満たすこと
① 自らの農地の所有権もしくは利用権(外部からの貸借が過半)を有していること

② 主要な機械・施設を自ら所有・貸借していること

③ 本人名義で生産物を出荷・取引していること

④ 本人名義の通帳があり、売上や経費などの経営収支を自ら

の通帳・帳簿で管理していること

● 青年就農給付金 「準備型」

【内容】

県が指定した農業研修機関で研修を受ける場合、研修期間中に準備金を給付するもの

【給付額】

150万円／年(最長2年間)

● 農地集積協力金

① 経営転換協力金

【内容】

農業を辞める人などが、地域の中心となる経営体に農地を提供すると、協力が給付されるもの

【給付額】

※農地提供面積に応じて、金額が異なります。

① 0・5畝以下

30万円／戸

② 0・5畝超2畝以下

50万円／戸

③ 2畝超
70万円／戸

【対象者】

農業者戸別所得補償制度に加入していて、次のいずれかに該当する人

① 農業を辞める人

② 土地利用型農業から経営転換する農業者

③ 農地の相続人

【要件】

※すべての要件を満たすこと
① 全ての自作地を白紙委任すること

② 今後10年間、農作物の販売を行わないこと、もしくは土地利

用型作物の販売を行わないこと

③ 主要な農業用機械を処分、または無償譲渡すること

④ 遊休農地を所有していないこと

● 農地集積協力金

② 分散錯圖解消協力金

【内容】

地域の中心となる経営体の農地の連坦化に協力すると、協力が給付されるもの

【給付額】
5,000円／10[㊦]

【対象者】

地域の中心体となる経営体の経営耕地に隣接する農地の所有者、または農地を借りて耕作していた農業者

【要件】

地域の中心体となる経営体の経営耕地に隣接する農地を白紙委任すること(相手方の内諾が必要となります)

※遊休農地は対象になりません。

◎これらの新しい制度を受けるためには、町が作成する「人・農地プラン」に位置付けられる必要があります。

◎給付金や各協力金には、上記に記載した以外にもさまざまな条件があります。詳しいことは、お問い合わせください。

▼お問い合わせ先

町産業振興課

☎ 096-234-1176

(内線157)

✉ k1g206@town.kosa.lg.jp